平成２２年（フ）第６３号
横浜市青葉区新石川４丁目26番地１　307
債務者　北村　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１７号
横浜市鶴見区下末吉１丁目19番22号
債務者　森田進二郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５９号
神奈川県相模原市上溝1670番地12　フォーレスト403
債務者　南園　浩幸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６８８号
神奈川県相模原市上溝1734番地36
債務者　佐々木和子（旧姓止部）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目33番９―1102号　日神パレステージ相模が丘
債務者　角田千恵美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９号
神奈川県座間市立野台２丁目16番27号　サンハイム立野台203号
債務者　上村　　匠
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目33番７号　アビタシオン緑ケ丘201号
債務者　堀籠　　健
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４号
岡山県玉野市八浜町波知22番地１、前住所岡山県津山市野介代1018番地11
債務者　平山　寛二
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６号
岡山市中区中井５番地　ブライトライツ高島101号
債務者　田渕　賢一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２号
沖縄県中頭郡読谷村字波平277番地
債務者　大城百合子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第８９０号
静岡市清水区村松原３丁目13番20号　不二見シュロスＢ―３号、旧住所静岡市清水区緑が丘町22番21号　コーポ緑が丘１階Ａ１号
債務者　金本光熙こと　金　　光熙
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９１号
静岡市清水区村松原３丁目13番20号　不二見シュロスＢ―３号、住民票上の住所静岡市清水区緑が丘町22番21号　緑が丘コーポ
債務者　伏見　寿子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５号
静岡県富士宮市小泉491番地の８　小泉マンション204
債務者　津村　帝将
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５１号
静岡県富士市日乃出町60番地　メガーチ日乃出10Ｈ号、前住所静岡県富士市大淵100番地の26、前々住所静岡県富士市柚木352番地の８、前々々住所静岡県富士市森島261番地の１
債務者　岡本　正子（旧姓山口・吉川）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部